- 5 .4センチメートル -5 .4センチメートル 二海 第 十上 号 五運 写 条送 月 第法 真 二第項三 日 発 ブゲ の十 行 規九 定条にの Į 玉 土交通大臣 ンチメ 4 検. 9 查項 員に 官 地方 運 のお  $\infty$ 輸 年 証い 職 監 運 年氏 理 準 輸 月 部 局 用 する 聂 長, 日 月 限 印 有 同 効 法 日名 生

(裏)

(表)

2 よ での舶事のり必三 る第き物・業実、要十 立二る件船者施認な九 2第 二下五 あ合二つに当十 述を四よ十の十 たは該五 を拒第り 二罰条 せみ一読 金 ず、項み第に次 二十検五 と、職 °を員の状定限条 `職条 検確事況事度の 查条 はのは、 査保業に業に四 一年第二 さ計場つ者お こ分前 い項 れを項 海 はし十用第虚く九す一 11 て及 を示の 上 ず 準び 提す規 運 用第 く船事を、土大 れ 示証定 送法法技 は舶務さ認交臣 かに し票に る項。の 関、所せ定通は、保施に、日省、 なをよ け携り 該当する者 に対して に対して に立ちると に立ちるの章の に立ちるの章の でで定めると でで定めると でで定めると 粋 規 れ帯検 ばし査な、又 定 な、又ら関は は 関問に対して発言によるなのでは、第三年の規定を持ちます。 で 職船る規せ書認員員と定る類定に確このこそ日、保スサ は、 な係質 前 い者問 項 ゜のを 百 0) 請す 万円 規 て検条定 定 との本認計に行 求る 陳査のに 以 が他船定画よに が場